

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	経済部 経済政策課	
許 認 可 等 名	商店街振興組合の定款の変更の認可	
根 拠 法 令	商店街振興組合法	
根 拠 条 項	第62条第2項	
連 絡 先	(電話 621 - 5225)	
審 査 基 準	<p>(総会の議決事項)</p> <p>第62条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 規約の設定、変更又は廃止</p> <p>(3) 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更</p> <p>(4) 経費の賦課及び徴収の方法</p> <p>(5) その他定款で定める事項</p> <p>2 定款の変更は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>3 前項の認可については、第36条第2項及び第3項の規定を準用する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(設立の認可)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 行政庁は、前項の組合の設立の認可の申請が第6条及び第9条又は第11条の要件その他政令で定める要件を備えていると認めるときでなければ、認可をしてはならない。</p> <p>3 行政庁は、第1項の規定による認可の申請があつたときは、遅滞なく、認可又は不認可の処分をし、当該発起人に通知しなければならない。</p> <p>(商店街振興組合の地区)</p> <p>第6条 商店街振興組合の地区は、小売商業又はサービス業に属する事業を営む者の30人以上が近接してその事業を営む市(特別区を含む。第11条第2項及び第88条の場合を除き、以下同じ。)の区域に属する地域であつて、その大部分に商店街が形成されているものでなけ</p>	
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間 総日数 7日(休日を除く)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)

ればならない。ただし、小売商業又はサービス業に属する事業を営む者の30人以上が近接してその事業を営む地域であつてその大部分に商店街が形成されているものが、市の区域と当該市に隣接する町村の区域にまたがる場合は、当該商店街が形成されている地域の大部分が当該市の区域に属する場合に限り、当該町村の区域にまたがる部分の地域をその地区に含むことができる。

2 商店街振興組合の地区は、2以上の都府県の区域にまたがるものであつてはならない。

(商店街振興組合の設立)

第9条 商店街振興組合は、組合員たる資格を有する者の3分の2以上が組合員となり、かつ、総組合員の2分の1以上が小売商業又はサービス業に属する事業を営む者であるものでなければ、設立することができない。

(連合会の設立)

第11条 連合会は、会員たる資格を有する組合の2分の1以上が会員となるのでなければ、設立することができない。

2 市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市を除く。以下この項において同じ。)の区域に属する地域の全部をその地区とする連合会又は市の区域に属する地域の一部を地区とする商工会議所が設立されている場合においては、当該市の区域に属する地域のうち当該商工会議所の地区である地域の全部をその地区とする連合会は、設立することができない。

商店街振興組合法施行令

(認可の要件)

第1条 商店街振興組合法(以下「法」という。)第36条第2項(第62条第3項、第73条第4項又は附則第3条第6項において準用する場合を含む。)の政令で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 設立その他の手続又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反していないこと。
- (2) 事業を行うために必要な経営的基盤を有していること。
- (3) 申請に係る商店街振興組合又は商店街振興組合連合会(1又は2以上の都道府県の区域を地区とするもの及び都の区の存する区域又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の区域に属する地域を地区とするものを除く。以下この条において同じ。)の地区の全部又は一部を地区の全部又は一部とする商工会議所又は商工会が設立されているときは、その商店街振興組合又は商店街振興組合連合会が設立されること等により当該商工会議所又は商工会の組織又は運営に支障を生ずるおそれがないこと。

商店街振興組合法施行規則

(定款の変更の認可の申請)

第63条 法第62条第2項の規定により組合の定款の変更の認可を受けようとする者は、様式第5による申請書2通に、それぞれ次の書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 変更理由書
 - (2) 定款中の変更しようとする箇所を記載した書面
 - (3) 定款の変更を議決した総会の議事録又はその謄本
- 2 組合の定款の変更が事業計画又は収支予算に係るものであるときは、前項の書類のほか、定款変更前及び定款変更後の事業計画書又は収支予算書を提出しなければならない。
- 3 組合の定款の変更が出資1口の金額の減少に関するものであるときは、第1項の書類のほか、法第66条第1項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表並びに同条第2項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があったときは、法第67条第2項の規定による弁済若しくは担保の提供若しくは財産の信託をしたこと又は出資1口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面を提出しなければならない。